

随意契約の状況		担 当 課 : 環境水道課		
		契 約 日 : 令和 8 年 4 月 1 日		
件名	契約の概要	履行開始日及び 履行期限	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
令和 8 年度じん 芥収集業務	八雲地域の可燃ごみ、 生ごみ、不燃ごみ、 粗大ごみの収集運搬 業務	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	二海郡八雲町 富士見町 164 番地 株式会社 久次米清掃 代表取締役 村上 敏信	134,128,500 (121,935,000)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>ごみ収集運搬は、衛生・美観・臭気等の環境への配慮が必要であり、短時間での収集および、収集の遅延や失念の防止に留意する必要がある。また、本業務は、継続的・安定的な遂行が重要であり、迅速かつ円滑な取集運搬のための設備の保有や道路網、収集日、収集時間の区分等の熟知および、集積所の清潔保持への配慮等が受託者に求められる。</p> <p>当該選定業者は、長年にわたり収集業務に携わり、豊富な経験と知識を有し的確に業務を遂行してきた実績がある。また、町内にはごみ収集業務を取り扱う業者が当該業者 1 者のみであることから、本業務の適格者として選定したものである。</p> <p>(根拠法令) 地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び八雲町財務規則第 140 条第 2 項第 1 号による。(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>				